

【段階的耐震改修工事費補助事業（一段目）の流れ】

補助対象工事

耐震診断の判定値が 0.4 以下と診断された木造住宅について、判定値を 1.0 以上とする補強計画に基づき、その一部を実施し**判定値を 0.7 以上とする**または、各階の判定値が 1.0 未満と診断された木造住宅について、**1 階の判定値を 1.0 以上とする**補強計画に基づき行う耐震改修工事。

診断結果 0.4 以下または各階 1.0 未満

【手続き方法】

メール ⇒



事前相談

交付申請前に補助対象要件の確認を行ってください。

電子申請又は書類提出 ⇒



補助金交付申請（様式第 1-2 号）

添付書類

- ・申請者と所有者が異なる場合同意書（様式第 2 号）
- ・建築年及び所有者が確認できる書類
- ・住宅の位置を示す案内図、配置図
- ・耐震診断結果報告書の写し
- ・耐震改修工事計画書（二段目を含む）
- ・見積書及び集計表（様式第 3 号）
- ・通帳等の写し 等

交付決定通知

要注意

交付決定前の契約や着手は、**補助金の対象外**となり

契 約

耐震改修工事 着手

耐震改修工事 完了



電子申請又は書類提出 ⇒

～ 2 月末
提出締切

完了実績報告書（様式第 8 号）

添付書類

- ・領収書等の写し
- ・写真（施工箇所毎の施工前・中・後）
- ・請負契約書の写し
- ・軽微な変更に関する図書 等

補助金 確定通知

◎ 請求後

～ 3 月末
請求締切

補助金 請求書

請求後、約 1 ヶ月で口座へ入金
市からの入金連絡はありません。